

1 白井市基幹相談支援センター設置方針

- 1 令和7年4月から基幹相談支援センターを設置する。
- 2 市民の相談の利便性を重視し、場所は市保健福祉センター内（白井中央地域包括支援センター南隣）に設置する。
- 3 運営方法は委託とし、専門職等専従職員を配置する。
- 4 基幹相談支援センターの設置に伴い、指定管理業務（障害者相談支援事業）は規模を縮小し、相談受付・基幹相談へのつなぎを行う。

2 役割分担

業務項目	市障害支援係	委託先基幹相談支援センター
① 総合的・専門的な相談支援の実施	・窓口での情報提供、相談を基幹につなぐ。	・市内全ケースについて、継続支援が必要な事例を担当する。
② 地域の相談支援体制の強化の取組	・基幹相談支援センターへの指導・後方支援業務	・地域の相談機関との連携強化の取組 ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 ・地域の相談支援事業者の人材育成支援
③ 地域移行・地域定着の促進の取組	・自立支援協議会への出席・運営協力	・自立支援協議会の運営を担当 ・地域障がい者等の交流の場等
④ 権利擁護・虐待の防止	・市長申立、虐待に関する市の役割（緊急度判定会議実施・立入調査等）を担当	・成年後見制度利用支援（親族への情報提供や申立支援・市長申立の必要なケースへの相談支援）の実施 ・虐待の通報受付・解決や改善に向けた個別ケース対応

※ その他、課と基幹相談支援センターで定期的に連絡会議を実施し、業務のすりあわせを行う。

3 人員配置

- 基幹相談支援センター（委託）：専門職等常勤専従3人＋非常勤職員1人
（今後詳細を市で決定する）
- 障害者相談支援事業（指定管理）：計画相談を担当している相談支援専門員が、計画相談以外の相談を受け付けた場合に情報提供・助言対応するとともに、継続的支援が必要なケースは基幹相談支援センターにつなぐ。

※ 指定管理終了時（令和8～9年度）に相談受付状況を評価し、障害者相談支援事業を残す必要性を検討したうえで、令和10年度以降の方針を決定する。

